

環境学習推進器材の貸出しに関する取扱要領

平成25年8月1日

1. 目的

学校や地域における環境学習の取組みを支援するため、新庄市環境課が管理する実験器材や観察キット等（以下「環境学習推進器材」という）の貸出しに関して必要な事項を定めるものとします。

2. 貸出対象者

環境学習推進器材を使用することができる者は以下のとおりです。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- (2) 環境学習・環境保全に関する取組みを行う市民団体
- (3) その他、環境課長が特に認めた者

3. 貸出しする器材

貸出しする環境学習器材の品目、数量は別紙「環境学習推進器材一覧」の通りです。

4. 貸出しの期間

環境学習推進器材の貸出し期間は、貸出し日から2週間以内とします。

ただし、イベント等でこの期間を超えて使用することを希望する場合には、別に考慮いたします。

5. 貸出しの手続き

環境学習推進器材の貸出しを受けようとするときは、使用を希望する日の2ヶ月前から2週間前までに、「環境学習推進器材利用申込書」（様式1号）を環境課に提出してください。（事前に電話で予約状況を確認のこと）

6. 器材の受け渡し

環境学習推進器材の貸出し・返却は、原則として環境課において行うものとします。郵送等の対応はしません。

7. 使用報告

環境学習器材の使用後、返却の際に「環境学習推進器材利用報告書」（様式2号）を環境課に提出してください。

8. 破損・紛失時の対応

借り受けた環境学習推進器材を破損、紛失したときは、直ちに環境課に連絡してください。なお、故意または重大な過失により破損、紛失した場合、原状回復に要する経費を負担していただきます。

9. その他の注意事項

- (1) 使用説明書に従い、適正な方法で扱ってください。
- (2) 消耗品類（電池や試薬など）は、原則借り受け側で用意してください。
- (3) 環境学習推進器材を第三者に転貸（また貸し）することはできません。